

環境技発第 1806251 号
平成 30 年 6 月 25 日

福島地方環境事務所長あて

環境再生・資源循環局
放射性物質汚染対処技術担当参事官
(公印省略)

中間貯蔵施設事業に係る請負工事成績評定要領の運用の一部改正等について

中間貯蔵施設事業に係る請負工事の成績評定の要領及び運用については、「中間貯蔵施設事業に係る請負工事成績評定等について」（平成 29 年 3 月 30 日付け環放参発第 1703301 号）にて通知しているところであるが、当該通知中、別添 2 「中間貯蔵施設事業に係る請負工事成績評定要領の運用」を下記の通り一部改正することとしたので通知する。

なお、考査項目別運用表における評価の考え方については、別紙を参考にされたい。

記

(1) 第 2 各号に規定する

- ・別紙－ 1 「請負工事考査項目別運用表（主任監督員）」
- ・別紙－ 2 「請負工事考査項目別運用表（総括監督員）」
- ・別紙－ 3 「請負工事考査項目別運用表（検査員）」
- ・別紙－ 5 「「施工プロセス」のチェックリスト」

を別添に改める。

(2) 附則を次のように改める。

本運用は、平成 30 年 7 月 1 日以降に契約する工事から適用する。

1. 働き方改革

(考査項目別運用表 別紙－１⑧ ５. 創意工夫 Ⅰ. 創意工夫)

- 本細別では、次の新規事項を追加し、他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る下記取組を、当該工事において実施した場合に評価する。

【働き方改革】

- ☐ 週休２日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取組みが図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組みが図られている。

- 事項名「週休２日（４週８休以上）の確保に向けた企業の取組みが図られている。」については、週休２日の確保自体を評価する項目ではなく、他の模範となるような、週休２日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を、当該工事で実施した場合に評価するものとする。
- 「Ⅰ. 創意工夫」における加点は最大７点とし、そのうち【働き方改革】の項目においては最大２点とする。複数事項への取組みや実施状況の内容に応じて、１点、２点で評価する。
- 工事成績評定入力システムの改良が難しい場合は、当面、【その他】において上記事項名を入力し、評価するものとする。

2. 週休２日の確保

現場閉所による週休２日（４週８休以上）の確保の評価は、発注者指定及び受注者希望の別に関係なく、下記細別において加点評価を行う。

ただし、発注者指定型において、工事完成時に現場閉所による週休２日（４週８休以上）が受注者の責により確保出来ない場合は、実施状況に応じ、「考査項目別運用表 別紙－２④ ７. 法令遵守等 ８. その他」において、減ずる措置を行う。なお、受注者希望型については、減点を行わない。

(考査項目別運用表 別紙－１② ２. 施工状況 Ⅱ. 工程管理)

- 評価する週休２日を、現場閉所による４週８休以上と定義する。
- 週休２日の確保を行った場合は、下記２事項両方で評価する。

- ☐ 休日の確保を行っている。
- ☐ その他 [理由：現場閉所による週休２日（４週８休以上）の確保を行っている。]

(考査項目別運用表 別紙－２① ２. 施工状況 Ⅱ. 工程管理)

- 本細別では、新規事項を追加し、週休２日の確保を行った場合は、下記２事項両方で評価する。
- なお、前述評価の場合、本細別は、原則a評価とする。ただし、他の事項で著し

く低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことが出来る。

- なお、工事成績評定入力システムの改良が難しい場合は、当面、【その他】において上記新規事項名を入力し、評価するものとする。

- | |
|---|
| ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 |
| ☐ 現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）の確保に取り組んだ。 |

3. 書類の簡素化の取り組みへの対応

工事関係の書類の簡素化への取り組みについては、電子化によるペーパーレス化や、事前協議により評価対象書類及び作成媒体の明確化を実施しているところであるが、工事成績評定への影響を意識した過剰な書類の作成等が散見される。

そこで、更なる徹底を図るべく、必要以上の書類作成を促すような審査項目別運用表の記載及び書類について、下記の見直しを図った。

(審査項目別運用表 別紙－3① 2. 施工状況 I. 施工管理)

(審査項目別運用表 別紙－3② 3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形)

(審査項目別運用表 別紙－3③ 3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形)

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)							
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書を、工事着手前に提出している。 ☐ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 ☐ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 ☐ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☐ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 ☐ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 ☐ 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・b 評価値が 80%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
	Ⅱ．配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e	
適切である		ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
●評価対象項目 【全体を評価する項目】 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 ☐ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 ☐ 現場代理人が、工事全体を把握している。 ☐ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 ☐ 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 ☐ 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ☐ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 ☐ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ☐ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 ☐ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・b 評価値が 80%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						☐ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

評価値が 90%以上

.....a

評価値が 80%以上 90%未満

.....b

評価値が 80%未満

.....c

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
	Ⅰ．施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 ☐ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ☐ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ☐ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ☐ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ☐ 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 ☐ 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ☐ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ☐ 空間線量率及び土壌の放射能濃度を適時的確に測定し、作業員等の被ばく線量の低減等の措置を適切に行っているほか、線量低減措置における事前及び事後の測定記録や除去土壌の保管台帳を整理し保存している。 ☐ 埋立マニュアルや埋立工事計画書、輸送計画書、運搬計画書、環境モニタリング計画書及び所定の各報告書や埋立管理記録が遅滞なく提出されている。 ☐ 除染に伴い発生した排水の処理が除染関係ガイドラインに基づき適正に実施されている。 ☐ 輸送にあたって、除去土壌等の飛散防止、荷台からの漏れ出し防止及び悪臭防止等を適切に行っている。 ☐ その他 理由：			☐ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
		●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	Ⅱ．工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 ☐ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ☐ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ☐ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ☐ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ☐ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 ☐ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 ☐ 休日の確保を行っている。 ☐ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 ☐ その他 理由：			☐ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)							
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
	●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。 ☐ 災害防止協議会等を 1 回／月以上行っている。 ☐ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 ☐ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 ☐ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 ☐ 過積載防止に取り組んでいる。 ☐ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 ☐ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 ☐ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 ☐ 「除染電離則等*」に定められた放射線障害防止の措置が適正に実施されている。 ☐ 輸送車両の運転手に対して所定の講習の受講や輸送ルートを試走が的確に実施され、ルート逸脱がなかった。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				☐ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。	
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e	
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である		
●評価対象項目 ☐ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 ☐ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 ☐ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 ☐ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ☐ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。						☐ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

*除染電離則等とは以下のとおり

①東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除去するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号 平成 24 年 1 月 1 日施行）

②除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（制定 平成 23 年 12 月 22 日 基発 1222 第 6 号）

③事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（制定 平成 25 年 4 月 12 日 基発 0412 第 2 号）

④特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（制定 平成 24 年 6 月 15 日 基発 0615 第 6 号

⑤電離放射線障害防止規則（制定 昭和 47 年 9 月 30 労働省令第 41 号）

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	a	b	c	d	e
３．出来形及び出来ばえ Ｉ．出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね５０％以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね８０％以内である。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った
	※ ばらつきの判断は別紙－４参照。 ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。				
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第１７条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 理由：					
●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が２項目以下の場合はc評価とする。					

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
I. 出来形	通 信 設 備 工 事・受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）撮影している。 ☐ 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 ☐ 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 ☐ 測定機器のキャリブレーションを、定期的の実施している。 ☐ 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ その他 理由：				
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	受入・分別施設工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
I. 出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 ☐ 不可視部分の出来形を写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）撮影している。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理している。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・c ⑤ 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ⑥ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑦ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑧ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 5 0 %以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね 8 0 %以内である。	☐ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。 ① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする				
機械設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e
	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第 1 7 条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ パルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、操作性に優れている。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ☐ 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					
	維持・修繕工事	a	b	c	d	e
	※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	●評価対象項目 ☐ 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 ☐ 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 ☐ 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・・a ※該当項目が4項目以上・・・・b ※該当項目が3項目以下・・・・c 注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)					
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	保管場工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 造成前に沈下対策、地盤改良、盛土、舗装工事、環境整備等を含んだ保管場造成計画書を提出し、計画書に基づき施工している。 ☐ テント設備、外周の囲い等の風荷重等の設計荷重に対し、十分に安全な設計及び施工がなされている。 ☐ 遮水シート等の接合部の形状寸法び溶着強度が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 保管場の敷地境界を示す柵が設置され、出入り口のゲートは施錠により安全に管理している。 ☐ 除染ガイドラインに基づき適正に線量測定が行われ、適切に記録が整理されている。 ☐ 除染土壌等の搬入前、搬入中、定置まで保管場内の空間線量率を適切に管理している。 ☐ 保管場の地下水の放射線濃度、温度、（可燃部の土壌等保管場）を適切に管理している。 ☐ 遮へい土のうち詰め材料や使用量等が記録され適切に管理している。 ☐ 搬入される除去土壌等は、除染ガイドラインや仕様書等の規定に基づき記録され適切に管理している。 ☐ 保管場造成施設及び除去土壌等の保管状況等について、管理引継等の書類が適切に作成されている。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・ a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・ b 評価値が 60%未満・・・・・・ c ⑤ 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ⑥ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑦ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑧ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
	解体工事	a	b	c	d
	※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 解体着手前に解体工事の計画書が提出され、計画書に基づき施工されている。 ☐ 解体廃棄物を保管する容器の品質が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき設計図書の仕様を満足している。 ☐ 解体予定の家屋等毎に石綿使用の有無について事前調査が行われ、調査分析の結果の記録が確認でき、大気汚染防止法に基づき適正な措置がとられている。 ☐ 解体予定の家屋等毎に石綿使用の有無について事前調査が行われ、調査分析の結果を記録している。 ☐ 騒音・振動、粉塵、排水等の対策の実施状況の記録が整理されている。 ☐ 解体廃棄物は、設計図書の仕様に基づき適正に分別・整理され、かつ記録が整理されている。 ☐ 解体廃棄物が適正かつ効率的に収集・運搬されている。 ☐ 廃棄物の放射線量の測定など、特定廃棄物関係ガイドラインにより適正に行われている。 ☐ 解体に伴い貴重品や思い出の品等が発見された場合は、監督職員の指示のもと適切に保管し、所有者等への丁寧な対応のもと引き渡しを行っている。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・ a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・ b 評価値が 60%未満・・・・・・ c ⑨ 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ⑩ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑪ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑫ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	受入・分別施設	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質	工事	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 ☐ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫している。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 ☐ 受入・分別の処理能力が設計図書等の要求を満足していることが整理されている。 ☐ 環境モニタリング計画書に基づき、受入・分別施設の周辺等の環境モニタリングが適正に行われている。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・・・・・b 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・c ⑬ 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ⑭ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑮ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑯ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				
	※上記欄によらず、当該欄で評価					

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)						
考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	土壌貯蔵施設工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	☐ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
Ⅱ. 品質	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 除染ガイドラインに基づき適正に線量測定が行われ、適切に記録が整理されている。 ☐ 線量低減により発生する除染土壌と、造成工等により現地発生する現地発生土が混在しないように必要な措置がなされている。 ☐ 造成工及び堰堤工及び被覆工（キャッピング工）の盛土の一層あたりのまき出し厚及び締固め密度が設計図書の仕様を満足している。 ☐ 遮水工の難透水性土壌層及び保護土の締固め密度が的確に管理され、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 遮水シート等の接合部の形状寸法び溶着強度が的確に管理され、設計図書の仕様を満足している。 ☐ 保護土の施工において、遮水工の損傷に配慮した施工がなされている。 ☐ コンクリートの施工において、施工条件や気象条件に適した施工（運搬、打設、打継ぎ目処理、養生）がなされている。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験等を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果を適切に記録し整理されている。 ☐ 鉄筋の組立及び加工において、設計図書の仕様との確認をおこなっている。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工している。 ☐ アスファルト混合物のプラント出荷時、現場到着時、舗設時等において温度を記録し、かつ管理されている。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮している。 ☐ 除去土壌の埋立において、締固め密度あるいは品質規定の条件を満足する工法規定により管理され、記録が整理されている。 ☐ 沈下量測定の結果が記録され整理されている。 ☐ 土壌貯蔵施設及び除去土壌埋立保管状況等について、管理引継等の書類が適切に作成整理されている。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 80%以上・・・・・・・・a 評価値が 60%以上 80%未満・・・・b 評価値が 60%未満・・・・c ⑰ 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ⑱ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑲ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑳ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。				

考査項目別運用表

(主 任 監 督 員)

考 査 項 目	細 別	工 夫 事 項	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ☐ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ☐ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ☐ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ☐ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ☐ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ☐ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ☐ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ☐ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ☐ 支保工、型枠工、足場工、仮栈橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ☐ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ☐ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ☐ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ☐ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ☐ 情報化施工技術（一般化推進技術、実用化検討技術及び確認段階技術に限る）を活用した工事。（使用原則化工事を除く） ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、複数の技術の評価を可能とするが、最大3点の加点とする。 ただし、加点対象は受注者から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 ☐ （該当技術数： ）環境省の「除染土壌等の減容等技術実証事業」等に採択された除染技術又は「除染技術探索サイト」に登録された除染技術を活用し、良好な結果を得た。 ※本項目は最大3点の加点とする。 理由 ☐ （該当技術数： ）NETIS登録技術のうち、登録番号に「V」が付されている技術を活用した。 ※本項目は最大3点の加点とする。 理由 ☐ （該当技術数： ）NETIS登録技術以外の新工法・新技術を活用した。 ※本項目は最大2点の加点とする。 理由 【品質】 ☐ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ☐ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ☐ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 ☐ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ☐ 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 ☐ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ☐ 現場事務所、労務者宿舍等の空間及び設備等に関する工夫。 ☐ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ☐ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 ☐ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ☐ 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 ☐ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組みが図られている。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載
		記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評 点： 点

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考査項目別運用表

(総 括 監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ☐ 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ☐ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ☐ 現場閉所による週休2日（4週8休以上）に取り組んだ。 ☐ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ その他 理由：				
		●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ☐ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ☐ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ☐ 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 ☐ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ☐ その他 理由：				
●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。						

考査項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	細 別	対 応 事 項	【 事 例 】 具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4. 工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他 { 理由： } ※上記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 4 点の加点 とする。	(1. について) 切土の土工量：20 万 m³ 以上、盛土の土工量：15 万 m³ 以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深：25m 以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m² 以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m 以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m² 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m 以上かつ法長 150m 以上、浚渫工の浚渫土量：100 万 m³ 以上、流路工の計画高水流量：500m³ 以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m 以上、転流トンネルの流下能力：400m³/s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、F E M解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐ 10.その他 { 理由： } ※上記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 6 点の加点 とする。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・帰還困難区域での作業環境や電離則等の作業条件に制約が特に多い工事。 ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね 1 万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 ☐ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15.その他 { 理由： } ※上記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 4 点の加点 とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16.12 ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17.その他（ } ） ※上記の対応事項に 1 つ以上レ点が付けば 6 点の加点 とする。	
	評 価	評 点： _____ 点	

※ 1. 工事特性は、最大 2 0 点の加点評価とする。

※ 2. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

考査項目別運用表

(総 括 監 督 員)						
考 査 項 目	細 別	a	a ’	b	b ’	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない
●評価対象項目 ☐ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ☐ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a ’、b、b ’、c 評価を行う。						

考査項目別運用表

(総括監督員)

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表	
7. 法令遵守等		
① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。		
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。		
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。		
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。		
【上記で評価する場合の適応事例】		
1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。		
2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。		
3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。		
4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。		
5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。		
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。		
7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。		
8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。		
9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。		
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。		
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。		
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。		
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。		
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。		
15.受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）		

考査項目別運用表

(検 査 員)						
考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 ☐ 契約書第 1 8 条第 1 項第 1 号～5 号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ☐ 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ☐ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ☐ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ☐ 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 ☐ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ☐ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 ☐ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ☐ 下請に対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 ☐ 工事の関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。 ☐ 工事用地内において空間線量率及び土壌の放射能濃度が適時的確に測定され、作業員等の被ばく線量の低減等の措置が適切に図られていることが確認できるほか、線量低減措置における事前及び事後の測定結果や除去土壌の保管台帳が適確に整理・保存していることが確認できる。 ☐ 埋立開始前に、埋立マニュアルや埋立工事計画書、輸送計画書、運搬計画書、環境モニタリング計画書が提出され、所定の各報告書や埋立管理記録が整理されていることが確認できる。 ☐ 輸送にあたって、除去土壌等の飛散防止、荷台からの漏れ出し防止及び悪臭防止等を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他（理由：_____） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・・b 評価値が 80%未満・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。				☐ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5 0 %以内で、下記の「評定対象項目」の4 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5 0 %以内で、下記の「評定対象項目」の3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8 0 %以内で、下記の「評定対象項目」の3 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8 0 %以内で、下記の「評定対象項目」の2 項目以上が該当する。	☐ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a ～ b ’ に該当しない。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
●評価対象項目 ☐ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。							
機械設備工事	a	a ’	b	b ’	c	d	e
	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・ a ’ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・・ b 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・・ b ’ 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2 項目以下の場合はc 評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	電気設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
I. 出来形	通 信 設 備 工 事・受変電設 備工事	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 ☐ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 ☐ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 ☐ 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ☐ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・・・・・ a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・・・ a ’ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・・・ b 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・・・ b ’ 評価値が 60%未満・・・・・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	受入・分別施設工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
I. 出来形	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 ☐ 据付に関する出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。 ☐ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 ☐ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ☐ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 ☐ 不可視部分の出来形が写真（監督職員等が臨場した箇所は除く）で確認できる。 ☐ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ☐ 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 ☐ その他（ 理由： ） ●判断基準 評価値が 90%以上・・・・・・ a 評価値が 80%以上 90%未満・・・・・・ a ’ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・・・ b 評価値が 60%以上 70%未満・・・・・・ b ’ 評価値が 60%未満・・・・・・ c ⑤ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ⑥ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑦ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑧ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)													
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e					
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	コンクリート 構造物工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。					
		●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由：											
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。													
●判断基準													
評価値						ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能				
						50%以下				80%以下	80%を超える		
						90%以上				a	a ’	b	b
						75%以上90%未満				a ’	b	b ’	b ’
						60%以上75%未満				b	b ’	c	c
60%未満			b ’	c	c	c							
注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。													

考查項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ <								

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	砂防構造物工事 及び 地すべり防止工事 （集水井工事を含 む）	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【共通】 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。 ☐ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由： 【砂防構造物工事に適用】 ☐ コンクリート打設までさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ☐ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】 ☐ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレート の組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ ライナープレート と地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 ☐ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 ☐ その他 理由：						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c
	60%未満	b ’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	舗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 【路床・路盤工関係】 ☐ 設計図書に定められた試験方法でC B R 値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を 2 0 c m 以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 ☐ その他 理由： 【アスファルト舗装工関係】 ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ その他 理由：						

【コンクリート舗装工関係】

☐
 コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等) が確認できる。

☐
 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。

☐
 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

☐
 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。

☐
 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。

☐
 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。

☐
 チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。

☐
 その他

理由：

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c
	60%未満	b ’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(検 査 員)										
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。		
		●評価対象項目 【共 通】 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）☐ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。☐ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。☐ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。☐ その他 理由： 【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】 ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。☐ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。☐ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。☐ その他 理由： 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ☐ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 金網の重ね幅が、1 0 c m以上確保されていることが確認できる。☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。☐ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。☐ 吹付け厚さに応じて2 層以上に分割して施工していることが確認できる。☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。☐ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。☐ その他 理由：								
II. 品質										

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が2 項目以下の場合はc 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c
	60%未満	b ’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	基礎工事及び地盤改良工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
		●評価対象項目 【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】 ☐ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 ☐ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 ☐ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 ☐ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 ☐ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に 2 m 以上挿入して施工していることが確認できる。 ☐ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ライナープレートを組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 ☐ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 ☐ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 ☐ その他 理由：																																				
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	
	海岸工事	a	a ’	b	b ’	c	d	e																														
		☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
●評価対象項目 ☐ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 ☐ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 ☐ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 ☐ 工事期間中、1 日 1 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 ☐ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 ☐ その他 理由：																																						
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。 ●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。											ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	コンクリート橋 上部工事 (P C 及び R C を 対象)	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) ☐ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 ☐ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 ☐ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ☐ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ スペーサの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ プレブーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 ☐ P C 鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ☐ 有害なクラックが無い。 ☐ その他 理由：						

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）

④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評 価 値	90%以上	a	a ’	b	b
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c
	60%未満	b ’	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	塗装工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
		●評価対象項目 ☐ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 ☐ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 ☐ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 ☐ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 ☐ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 ☐ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 ☐ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 ☐ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 ☐ その他 理由：																																				
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																				
		●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <th rowspan="4">評価値</th><th>90%以上</th><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <th>60%未満</th><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																				

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																														
	トンネル工事	☐ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
		●評価対象項目 ☐ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ☐ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 ☐ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 ☐ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 ☐ 金網の継ぎ目を1 5 c m以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが1 5 c m以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 ☐ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。 ☐ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ☐ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。 ☐ その他 理由：																																				
		① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。																																				
		●判断基準 <table> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr> <tr> <th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr> <tr> <th rowspan="4">評価値</th><th>90%以上</th><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr> <tr> <th>75%以上90%未満</th><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr> <tr> <th>60%以上75%未満</th><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr> <tr> <th>60%未満</th><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr> </table>							ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c		
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	
		注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																				

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e																														
3. 出来形及び出来ばえ	植栽工事	☐品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
		●評価対象項目 ☐活着が促されるよう管理していることが確認できる。 ☐樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 ☐樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 ☐施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 ☐肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 ☐植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 ☐添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ☐樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 ☐その他 理由：																																				
II. 品質		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	
防護柵（網）・標識・区画線等設置工事		a	a ’	b	b ’	c	d	e																														
		☐品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ばらつきの判断は別紙－4参照。					☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																														
	●評価対象項目 ☐防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 ☐防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ☐防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 ☐防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ☐基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 ☐防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ☐ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 ☐ペイント式(常温式)区画線に使用するシナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 ☐区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 ☐区画線を消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ☐プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ☐区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐その他 理由：																																					
		①当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr><tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>b ’</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>									ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a ’	b	b	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’	60%以上75%未満	b	b ’	c	c	60%未満	b ’	c	c	c
		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
		50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a ’	b	b																																	
	75%以上90%未満	a ’	b	b ’	b ’																																	
	60%以上75%未満	b	b ’	c	c																																	
	60%未満	b ’	c	c	c																																	
		注試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。																																				

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ 								

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)	●評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が 6 項目以上・・・・・・ a ※ 該当項目が 5 項目・・・・・・ a ’ ※ 該当項目が 4 項目・・・・・・ b ※ 該当項目が 3 項目・・・・・・ b ’ ※ 該当項目が 2 項目以下　・・・・・・ c 注　記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 8 項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	a	a ’	b	b ’	c	d	e
		●評価対象項目 ☐ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 ※ 該当項目が 6 項目以上・・・・・・ a ※ 該当項目が 5 項目・・・・・・ a ’ ※ 該当項目が 4 項目・・・・・・ b ※ 該当項目が 3 項目・・・・・・ b ’ ※ 該当項目が 2 項目以下　・・・・・・ c 注　記載の 4 項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大 8 項目とする。					☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	機械設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ その他 {理由：} ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・・・・ a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・ a ’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・ b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・ b ’ ※ 評価値が 60%未満・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。							
	電気設備工事	a	a ’	b	b ’	c	d	e
	●評価対象項目 ☐ 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 ☐ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 ☐ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ☐ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他 {理由：} ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・・・・ a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・・ a ’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・・ b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・・ b ’ ※ 評価値が 60%未満・・・・・・ c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。							

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
●評価対象項目 電気 ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・a’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・b’ ※ 評価値が 60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ % ）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	保管場工事	a	a ’	b	b ’	c	d	e
		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 造成前に沈下対策、地盤改良、盛土、舗装工事、環境整備等を含んだ保管場造成計画書が提出され、計画書に基づき施工していることが確認できる。☐ テント設備、外周の囲い等の風荷重等の設計荷重に対し、十分に安全な設計及び施工がなされていることが確認できる。☐ 遮水工の難透水性土壌層及び保護土の締固め密度が的確に管理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 遮水シート等の接合部の形状寸法び溶着強度が的確に管理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 除染土壌等の搬入前、搬入中、定置まで保管場内の空間線量率を適切に管理していることが確認できる。☐ 保管場の地下水の放射線濃度、温度、（可燃部の土壌等保管場）を適切に管理していることが確認できる。☐ 遮へい土のうの中詰め材料や使用量等が記録され適切に管理していることが確認できる。☐ 搬入される除去土壌等は、除染ガイドラインや仕様書等の規定に基づき記録され適切に管理していることが確認できる。☐ 受入れた除染土壌等のタグ情報が適切に管理されていることが容易に確認できる。☐ 保管場の造成表面の均平度が良好であることが資料から確認出来る。☐ その他 理由：						
		●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・a ’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・b ’ ※ 評価値が 60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						
	解体工事	a	a ’	b	b ’	c	d	e
		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
		●評価対象項目 ☐ 解体着手前に解体工事の計画書が提出され、計画書に基づき施工されていることが確認できる。☐ 解体廃棄物を保管する容器の品質が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき設計図書の仕様を満足していることが確認できる。☐ 解体予定の家屋等毎に石綿使用の有無について事前調査が行われ、調査分析の結果の記録が確認でき、大気汚染防止法に基づき適正な措置がとられていることが確認できる。☐ 騒音・振動、粉塵、排水等の対策の実施状況の記録が整理され確認できる。☐ 解体廃棄物は、設計図書の仕様に基づき適正に分別・整理され、かつ記録が整理され容易に確認できる。☐ 解体廃棄物が適正かつ効率的に収集・運搬されていることが、記録に容易に確認できる。☐ 廃棄物の放射線量の測定など、特定廃棄物関係ガイドラインにより適正に行われていることが資料により容易に確認できる。☐ 解体に伴い貴重品や思い出の品等が発見された場合は、監督職員の指示のもと適切に保管し、所有者等への丁寧な対応のもと引き渡しを行っていることが確認できる。☐ その他 理由：						
		●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・a ’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・b ’ ※ 評価値が 60%未満・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。						

考查項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	受入・分別施設工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 ☐ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ☐ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 ☐ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 ☐ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 ☐ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ☐ 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 ☐ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ☐ 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ☐ 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ☐ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ☐ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 ☐ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ☐ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ☐ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ☐ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 ☐ 受入・分別の処理能力が設計図書等の要求を満足していることが、整理され確認できる。 ☐ 環境モニタリング計画書に基づき、受入・分別施設の周辺等の環境モニタリングが適正に行われていることが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・a' ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・b' ※ 評価値が 60%未満・・・c ⑤ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ⑥ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑦ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑧ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								

考査項目別運用表

(検 査 員)								
考 査 項 目	工 種	a	a ’	b	b ’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	貯蔵施設工事	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
●評価対象項目 ☐ 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。。 ☐ 線量低減措置計画を提出し、除染ガイドラインに基づき適正に線量測定が行われ、記録が整理されていることが確認できる。 ☐ 堰堤及び仕切堤は、設計図書に示す「設計で考慮する外力等」に対し、すべり破壊、浸透破壊が生じない構造であることが確認できる。 ☐ 造成工及び堰堤工の盛土の締固め密度が的確に管理され、設計図書の基準等を満足していることが確認できる。 ☐ 遮水工の難透水性土壌層及び保護土の締固め密度が的確に管理され、設計図書の基準等を満足していることが確認できる。 ☐ 遮水シート等の接合部の形状寸法び溶着強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 保護土の施工後において、電気式漏水検知システムにより漏水がないことが確認できる。 ☐ コンクリートの品質証明書類や試験等により、コンクリートの品質(強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等) が確認できる。 ☐ コンクリートの施工において、施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法、打継ぎ目処理、養生が定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 鉄筋の品質が証明書類で確認でき、鉄筋の組立及び加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を2 0 c m以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ アスファルト混合物のプラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 ☐ 除去土壌の埋立において、締固め密度管理またはそれに代わる品質規定の条件を満足する工法規定により管理していることが確認できる。 ☐ 被覆工（キャッピング工）の最終覆土の締固め密度が的確に管理され、設計図書の基準等を満足していることが確認できる。 ☐ 沈下量が的確に管理され、被覆工（キャッピング工）の最終覆土の施工後において、規定の許容値を満足していることが確認できる。 ☐ 土壌貯蔵施設及び除去土壌埋立保管状況等について、管理引継等の書類が適切に作成整理されていることが確認できる。 ☐ その他 理由： ●判断基準 ※ 評価値が 90%以上・・・a ※ 評価値が 80%以上 90%未満・・・a’ ※ 評価値が 70%以上 80%未満・・・b ※ 評価値が 60%以上 70%未満・・・b’ ※ 評価値が 60%未満・・・c ⑨ 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ⑩ 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ⑪ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ⑫ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。								

考查項目別運用表

(検査員)

考 査 項 目	工 種	<table><tr><td>< A ></td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>優れている</td><td>b より優れている</td><td>やや優れている</td><td>c より優れている</td><td>他の評価に該当しない</td></tr><tr><td>< B ></td><td colspan="5"> ☐品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。 </td></tr></table>					< A >	a	a ’	b	b ’	c		優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない	< B >	☐品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。																										
< A >	a	a ’	b	b ’	c																																									
	優れている	b より優れている	やや優れている	c より優れている	他の評価に該当しない																																									
< B >	☐品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙－ 4 参照。																																													
3. 出来形及び出来ばえ	上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工等）又は合併工事	●評価対象項目					☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	☐品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																																						
		☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由： ☐理由：																																												
II. 品質		●判断基準																																												
		< A > 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 e x) 浚渫工、取壊し工等 ※ 該当項目が 90%以上・・・ a ※ 該当項目が 80%以上 90%未満・・・ a ’ ※ 該当項目が 70%以上 80%未満・・・ b ※ 該当項目が 60%以上 70%未満・・・ b ’ ※ 該当項目が 60%未満・・・ c なお、削除後の評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。					< B > 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事 ① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ② 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ③ 評価対象項目数が 2 項目以下の場合は c 評価とする。							<table><tr><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">ばらつきで判断可能</td></tr><tr><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td></tr><tr><td rowspan="4">評 価 値</td><td></td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a ’</td><td>b</td></tr><tr><td></td><td>75%以上90%未満</td><td>a ’</td><td>b</td><td>b ’</td></tr><tr><td></td><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b ’</td><td>c</td></tr><tr><td></td><td>60%未満</td><td>b ’</td><td>c</td><td>c</td></tr></table>						ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%を超える	評 価 値		90%以上	a	a ’	b		75%以上90%未満	a ’	b	b ’		60%以上75%未満	b	b ’	c		60%未満	b ’	c	c
		ばらつきで判断可能																																												
		50%以下	80%以下	80%を超える																																										
評 価 値		90%以上	a	a ’	b																																									
		75%以上90%未満	a ’	b	b ’																																									
		60%以上75%未満	b	b ’	c																																									
		60%未満	b ’	c	c																																									

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 漏水が無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	●評価対象項目 ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	切土工事	●評価対象項目 ☐ 規定された勾配が確保されている。 ☐ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 ☐ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 ☐ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 ☐ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	護岸・根固・水制工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	鋼橋工事	●評価対象項目 ☐ 表面に補修箇所が無い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 溶接に均一性がある。 ☐ 塗装に均一性がある。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d	
	地すべり防止工事	●評価対象項目 ☐ 地山との取り合いが良い。 ☐ 天端、端部の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	
	舗装工事	●評価対象項目 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ 構造物の通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 構造物へのすりつけ等が良い。 ☐ 雨水処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d	
	法面工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 植生、吹付等の状態が均一である。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・d	

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当し又は	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ III. 出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 ☐ 土工関係の仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部及び天端の仕上げが良い。 ☐ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はc評価とする。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	コンクリート橋上部工事	●評価対象項目 ☐ コンクリート構造物の表面状態が良い。 ☐ コンクリート構造物の通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 支承部の仕上げが良い。 ☐ クラックが無い。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d	
	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 ☐ 塗装の均一性が良い。 ☐ 細部まできめ細かな施工がされている。 ☐ 補修箇所が無い。 ☐ ケレンの施工状況が良好である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	
	植栽工事	●評価対象項目 ☐ 樹木の活着状況が良い。 ☐ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ☐ 支柱の取り付けが堅固である。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・・a 該当2項目・・・・・・b 該当1項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d	
	防護柵（網）工事	●評価対象項目 ☐ 通りが良い。 ☐ 端部処理が良い。 ☐ 部材表面に傷及び錆が無い。 ☐ 既設構造物等とのすりつけが良い。 ☐ きめ細やかに施工されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・・a 該当4項目・・・・・・b 該当3項目・・・・・・c 該当2項目以下・・・・d	
	標識工事	●評価対象項目 ☐ 設置位置に配慮がある。 ☐ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 ☐ 標識板の支柱に変色が無い。 ☐ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	
	区画線工事	●評価対象項目 ☐ 塗料の塗布が均一である。 ☐ 視認性が良い。 ☐ 接着状態が良い。 ☐ 施工前の清掃が入念に実施されている。 ☐ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・・a 該当3項目・・・・・・b 該当2項目・・・・・・c 該当1項目以下・・・・d	

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ III. 出来ばえ	機械設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d			
	電気設備工事	●評価対象項目 ☐ きめ細やかな施工がなされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ☐ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d			
	維持修繕工事	●評価対象項目 ☐ 小構造物等にも注意が払われている。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 既設構造物とのすりつけが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d			
	電線共同溝工事	●評価対象項目 ☐ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。 ☐ プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 ☐ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d			
	通信設備工事 受変電設備工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がされている。 ☐ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ☐ 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 ☐ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ☐ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d			

考査項目別運用表

(検 査 員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	保管場工事	●評価対象項目 ☐ 保管場で使用するシーートの、現場溶着の仕上がりが良好である。 ☐ 保管場の上部シート上に湛水等がなく整形されている。 ☐ 保管場内の各施設が安全及び作業導線に配慮し配置されている。 ☐ 保管場内が整理整頓されている。 ☐ 保管場の地下水の放射線濃度、温度（可燃部の土壌等保管場）の管理記録の整理が良好である。 ☐ 保管場造成施設及び除去土壌等の保管状況等について、管理引継等の書類が適切に作成整理され容易に状況把握できる。 ●判断基準 該当 5 項目以上・・・a 該当 4 項目・・・・・・b 該当 3 項目・・・・・・c 該当 2 項目以下・・・d			
	解体工事	●評価対象項目 ☐ 整地等仕上がりが良い。 ☐ 現場の保全、後片付け及び清掃が良い。 ☐ 工事で使用した現場周辺の保全、後片付け及び清掃が良い。 ☐ 解体建物等の所有者等に対し、丁寧な対応がなされた。 ●判断基準 該当 3 項目以上・・・a 該当 2 項目・・・・・・b 該当 1 項目・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・d			
	受入・分別施設工事	●評価対象項目 ☐ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 ☐ きめ細かな施工がなされている。 ☐ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ☐ 溶接、塗装、組立等に当たって、細部に渡る配慮がなされている。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d			
	貯蔵施設工事	●評価対象項目 ☐ 仕上げが良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端及び端部の仕上げが良い。 ☐ 構造物へのすりつけなどが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d			
	上記以外の工事 又は 合併工事	●評価対象項目 ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ☐ 理由： ●判断基準 該当 4 項目以上・・・a 該当 3 項目・・・・・・b 該当 2 項目・・・・・・c 該当 1 項目以下・・・d ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大 5 項目とする。			

環境省 福島環境再生事務所

事務所名 :

監督員名 :

- (1/6)

[illegible]

「施工プロセス」のチェックリスト(案) 保管場用

(2/6)

[illegible]

「施エプロセス」のチェックリスト

保管場用

(3/6)

[illegible]

「施工プロセス」のチェックリスト

保管場用

(4/6)

[illegible]

「施工プロセス」のチェックリスト 保管場用

(5/6)

[illegible]

「施エプロセス」のチェックリスト

保管場用

(6/6)

[illegible]